

サラリーマン金融に関する考察

伊津野 重 満

A Few Comments on a Financial Company for Salaried men

Shigemitsu Ituno

1 はじめに

耳慣れたせい最近あまり聞かなくなったが、サラ金地獄という言葉がある。

市中銀行に一定期間或る程度の預金残高を有している人は、その銀行に信用を得、予め一定の手続をしておけば借入金の必要があるとき、その都度借入の申込をするまでもなく自動的に貸越によって、しかも低金利で借入れをすることができる。また、不動産を所有している人も既に抵当権が設定されていて担保価値がない場合を除いて、土地や家屋に抵当権を設定させることによって低金利で借入をすることができる。

しかし、資産のない人は、借入金の必要があるときサラ金（サラリーマン金融）会社に頼る他はない。サラ金苦で弁護士に相談にくる人は、大抵10指にあまるサラ金会社から返済を迫られていることが多い。

通例一社から金銭の借入をすると、その翌月から元本の一部と利息を支払っていかなければならないが、顧客である債務者の経済状態が短期間に一挙に好転することはなく、一社の返済請求に応じるためには、新たなサラ金会社から借入をする必要がある。こうして、前に借入した分の返済が終わらないうちに、次から次へとサラ金会社を渡り歩くことになる。高金利と借入手続の簡便さから借金が累積し、幾社からも執拗な返済を迫られサラ金地獄に陥るのである。

2 貸付態様

サラ金会社では、通例、無担保・無保証で運転免許証や保険証を持参すれば、顧客本人の身元確認を行い、50万円位を上限として手軽に貸付を行っている。

また、顧客がサラ金会社の窓口へ直接赴かなくても、本人の身元確認さえできれば貸付を行う会社もある。

このような場合の身元確認の方法として、顧客から電話で借入の申込を受けると、住所、氏名、電話番号などを聞き取り、一旦電話を切っておいて、今度はサラ金会社の方から先に聞き取っておいた電話番号に電話をかけて本人がいるかその所在を確認し、顧客本人の口座開設銀行名や口座番号を聞いた上で、その銀行に対して、その口座が最近設けられたものでないことを確認してから、その口座番号に借入申込の金額を振込送金するといった具合である。

サラ金会社としては、貸付金の回収を確実にするためにもっと手間をかけて身元確認と返済能力の有無を精査し、加えて、できれば担保を提供させるかあるいは連帯保証人をつけさせた上で貸付を行いたいであろうが、それでは、サラ金会社の林立とそれからくる過当競争で顧客を獲得

することは困難になるであろう。

かといって、より多くの顧客を獲得するためにあまりにも貸付要件を簡便にしてしまえば、詐欺にあたり資力のない者に貸付けをする結果となり多額の不良債権をかかえ込むことになる。

貸付要件をどの程度厳格にしあるいは簡便にするかは、利率の決定と並んで、個々のサラ金会社の浮沈にかかわる重大な決定事項ということになる。

いずれにせよ、サラ金会社の貸付金回収不能によるツケは、他の顧客達が高利息を支払うことによって填補されることになる。個々のサラ金会社では、過去のデータにより、当初から貸付金総額に対するコゲ付きの割合を見込んだ上で営業を行うものである。

3 利息契約

サラ金会社だけに限らないが、金銭の貸付けを行う場合、法律により利息契約に制限が設けられている。利息制限法によれば、次のように一定額以上の利息契約は、その超過部分につき無効とされている（同法第1条）。

元本が10万円未満の場合	年2割
元本が10万円以上100万円未満の場合	年1割8分
元本が100万円以上の場合	年1割5分

上記の表示では、利息を最初から天引して貸付けられた場合には、その受領額が元本ということになる（第2条）。

利息制限法に定める利率を超えた利息契約をしても、債務者は返済時にその超過部分の支払を拒むことができることは当然であるが、その超過部分の利息を一定状況のもとで任意に自由意思に基づいて支払ったときは、その返還を請求することができない（第1条2項）。一定状況のもとでは、「貸金業の規制等に関する法律」第17条や第18条で定める、貸金業者が貸付にかかわる所定の契約内容を明らかにする書面を債務者に交付している場合などである（同法第43条）。

利息制限法に定める利率の超過部分の利息を前述の状況のもとで任意に支払った場合であっても、そのすべての支払が有効となるわけではない。利率については一定の上限が設けられており、この利率を越えた利息を受領しあるいは利息契約をすれば、無効になるだけでなく罰則の適用がある。

平成3年2月1日から、サラ金会社が年40.004パーセントを超える利息契約をし、またはこのような利息を受領したときは、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金に処せられ、あるいはこれらが併科される（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、第5条2項）。

したがって、登録を受けているサラ金会社では、罰則の適用のある前記パーセントを超える高い利息契約をするところはずない。サラ金会社は、利息制限法の上限を超えた年利から罰則の適用のある年利40.004パーセントの範囲内で利息契約をすることによって、営業をしているのである。すなわち、利息制限法に定める上限の利率は超えるが、罰則の適用のない限度で利率の設定をしていることになる。この間で決められる利息契約は、任意ゾーンといわれている。

サラ金会社において任意ゾーンの範囲内で利率をどの程度に設定するかは、営業成績に直接反映することである。利率が高ければ1件当りの貸付で高利益を得られるが、多数の顧客を獲得していくことはできないからである。

4 貸付金の取り立て

債務者から然るべき時期に返済がないと、サラ金会社は手紙、電報、電話により、あるいは係の人が直接債務者の自宅を訪問して、返済の督促をする。手紙による督促の場合、債務者の家族や知人などのことを配慮して、差出人をサラ金会社名にせず、個人名の封書で督促する業者もある。

しかし、再三再四の督促にもかかわらずなんらの応答もないと、一見官職名と思われるような、例えば関東財務局局長とか債権管理部執行課などというようないかめしい職名の差出人名で、しかも、指定した期限までに支払わない場合には、法的手段に訴える旨の書面が発送されてくることがある。裁判所に殆どそのまま提出できるように作成された訴状まがいの書面を同封してくることさえもある。心理的強制を加えることによって、債権回収を促そうというわけである。

貸金業の規制に関する法律第21条1項は、貸金業者が債権の取立をするに当っては「人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない」と規定している。

また、その取立をするに当たり、「相手方の請求があったときは、貸金業者の商号、名称または氏名及びその取立てを行う者の氏名」を明らかにしなければならないとし（同法第21条2項）、取立行為の責任の所在を明確にしてその乱用防止を意図している。

同法第21条に従って大蔵省銀行局長通達は、より具体的に、人を「威迫」する禁止行為として、暴力的態度をとり、乱暴な言葉を使い、多人数で押しかけること、また、「私生活若しくは業務の平穩を害するような言動」として、正当な理由なく午後9時から午前8時まで電話や電報で連絡しあるいは訪問し、またはこれらを反復すること、貼紙などによって債務者の借入事実を明らかにすることなどを禁止している。

このような違反に対しては「6月以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」と定めている（第48条3号）。

5 裁判による取立と債権譲渡

サラ金会社としては、既に述べたような手段を尽くしてもなお回収の見込がたたない不良債権については、裁判所の判決を得て回収するか、あるいは、このような不良債権を他の金融会社に売却するほかはないであろう。また、それ以外はその回収を断念するほかはないであろう。

裁判所を通じて債権回収を行う場合、通常、一件当りの貸付金は50万円を越えることはないから、このような訴訟は簡易裁判所に係属する。簡易裁判所は、民事については「訴訟の目的の価額が90万円を超えない請求」に対して裁判管轄権をもつ（裁判所法第33条1項）。

しかし、債務者が無資力で支払能力がない場合には、折角手間と時間をかけて勝訴しても強制執行もできないという場合がある。

このような回収見込のない不良債権は、そのような債権を買い取って取り立てを行うことを業とする金融会社へ譲渡されることが多いようである。民法第466条に、「債権ハ之ヲ譲渡スルコトヲ得」と規定している。どうせ回収見込の薄い不良債権であるので債権の表示価額に見合った価格で譲渡されるとは考えられない。

所定の手続を経て債権が譲渡されると、それ以降は譲受人が債務者に対して貸金の取立を行うことになる。債権譲受人も、債権の取立にあたっては貸金業の規制等に関する法律に定める取

立行為の規制に従わなければならない。

6 差 押

貸金回収がサラ金会社自らの手によってはできないとき、サラ金会社は裁判所に訴状と債務者である被告に対して貸付けたことを立証する書証を提出すると、本件は裁判所に係属する。

裁判所に出頭した債務者である被告は、押印された自筆の借用証書、債務者の口座番号を付した銀行の振込証明書などにより、まず借用の事実を否定することは困難であろう。このような場合、裁判所で債務者の支払能力を勘案しながら、月額いくら何回にわたって返済していくかが当事者間で合意されることになる。この合意は判決と同じ効力がある。

債務者が土地家屋などの不動産を所有しているか、あるいは勤務先に給与債権を有している場合、不動産あるいは給与を差押えることができる。動産も衣服、寝具、家具、台所用具、債務者などの生活に必要な2か月間の食料及び燃料などを除いて（民事執行法第31条）差押えることができるが、差押可能な動産を競売にかけても売却できるかは疑問である。裁判所の掲示板には、高額なテレビや電気製品などがひしめくようにして貼り出され競売の予告がなされているが、今日、中古品に関心をもつ人は多くはないであろう。

債務者の不動産を差押えしようとしても、その不動産は往々にして既に競売価額に相応する額の抵当権が設定されていて、手間をかけて競売手続をとったとしてもサラ金会社が受領できる金員はないかもしれない。

担保能力のある不動産を所有している人は市中銀行からそれを担保に借入をすることができるので、高金利でサラ金会社から借入する必要はないからである。担保能力のない不動産とは、例えば債務者が土地付家屋は所有しているけれども、購入時頭金少なく殆どを金融機関からのローンで購入し、その土地付家屋の市場価格に匹敵する抵当権が設定されているような場合である。

債務者が勤務先の会社や役所に給与債権を有している場合、サラ金会社に限らず債権者は所定の手続を踏むことによって、その給与を差押えることができる。ただし、どのような高額な債権を有していても、給与の全額を差押えることはできない。「標準的な世帯の1月間の必要生計費」にあたる金額は差押えることができない（民事執行法第131条3号）。

「標準的な世帯の1月間の必要生活費」にあたる金額とは、同法同条同号を受けて民事執行法施行令で定めており、その額は21万円とされている（第1条）。すなわち、原則として21万円を越える金額についてのみ差押が認められるのである。

月額の給与については「4分の3に相当する部分は、差し押えてはならない」（同法第152条）のであるから、給与の4分の1の金額を差し押えることができる。

例を挙げれば、40万円の給与に対しては19万円の差し押えができ、28万円の給与に対しては7万円を、20万円の給与に対しては5万円を差し押えることができる。21万円にみたない給与も、その4分の1は差押えることができる。

7 時 効

一般に民事上の債権は10年で消滅時効にかかり、債権者はこの間権利の行使を行わなければ貸金返還請求権は消滅する（民法第167条）。しかし、サラ金会社からの借入は商事債権になるので（商法第502条8号）、その消滅時効は民事上の債権の場合の半分の期間の5年で完成し、それ以降返還請求権はなくなる。

時効完成後も、債務者が時効の援用をしなければ、その効果は発生しない（民法第145条）。
筆者に相談に来た人で、次のような事例もある。

その人は、約10年前郷里の北海道に住んでいたとき、サラ金会社から借入し、未返済のまま東京、大阪などの都会を転々と居住してきたが、年金受給資格の年令に達したので住民票が必要となり、郷里から現居住地に住民票を移したところでそのサラ金会社に住居を突き止められたのである。

10年も前に借入していた数10万円がその時には元利合計が優に100万円を越えており、返済ない場合には法的手段をとる旨の書面が届き、驚いて筆者のところに駆け込んだ次第である。

このような場合、借入の事実を認めても、道義的にはともかく、法的には時効の援用をすれば返済の義務を免れることができる。しかし、サラ金会社としては、このような債権が5年で消滅時効が完成することを知らない債務者が返済に応じることを期待して督促状を発送するのである。

8 自己破産の申立

債務者は、その債務が自己の全財産をあてても弁済が不可能な場合、裁判所に破産の申立をすることができる（破産法第132条1項）。

裁判所で免責の決定が確定すると、債務者（破産申立人）はその債務について責任を免れるが（第366条の12）、自己の所得や財産を隠蔽したり、ギャンブルや浪費などによってこのような事態を招いた場合には、免責は許可されない。

自己破産の申立は、裁判所に用意されている必要書類の記載欄の指示に従って書けばよいので、特別の事情がない限り、弁護士に依頼しなくても行うことができる。

免責の決定までには1年以上もかかることがあるが、破産の申立をすると裁判所書記官がその受理証明書を交付するので、その証明書のコピーと詫状を同封してサラ金会社に送付すれば、免責決定の以前のこの段階で、サラ金会社は返済請求を断念するようである。

しかし、破産宣告を受けると銀行取引が停止されるばかりか、弁護士や公認会計士などになることもできず、社会的信用を失墜することに留意すべきである。